

■各種証明書規定■

<各種証明書発行規定>

1. この依頼書には当行へ届出の印鑑を押印のうえ依頼し、科目により届出印が異なる場合はそのいずれかの届出印を使用してください。この場合、証明等を行う科目の届出印を優先するものとし、必要な場合は押印した届出印に係わる科目名を記入して依頼してください。
2. 残高証明書においては、当行へ変更の申出をしない限り、この依頼に基づき発行指定日をもって今後継続して交付します。
3. 残高証明書におけるこの取扱いについて預金(または貸出)取引で科目を追加する場合は新たに依頼書を提出してください。
4. 臨時に残高証明書の発行を依頼する場合、および残高証明書以外の証明書の発行を依頼する場合はそのつど依頼書を提出してください。
5. 届出の印鑑を照合のうえ、残高証明書または残高証明書以外の証明書を交付したうちは、当行は、記載事項以外の件につきましては責任を負いません。

<発行手数料口座振替規定>

1. 発行手数料は当行所定の計算方法によりお支払いください。なお、口座振替による場合、残高証明書においては1ヶ月分後払いとし、残高証明書以外の証明書においては当該証明書の交付を受ける時点で支払うものとし、貴行所定の指定日に当方指定の決済口座から、普通預金規定または当座勘定取引規定にかかわらず、普通預金通帳および普通預金払戻請求書または小切手の振出しなしに払戻のうえ収納します。
2. 口座振替処理の都度の通知の有無については当行の任意とします。
3. 支払資金がこの契約によって支払うべきものと、この契約以外の契約によって支払うものとの総額に満たないときは、そのうちどれを支払うかは当行の任意とします。
4. 万一振替日に残高が不足する場合は、振替日以降に預金残高が引落額以上になった時に振替指定日に係わらず、また、預金者への通知なしで振替処理ができるものとします。
5. 振替日が休日にあたるときはその翌営業日を振替日とします。

<共通規定>

1. 残高証明書または残高証明書以外の証明書を当行が郵送により交付する場合で、当行が請求したときは遅滞なく郵送料をお支払いください。
2. この取扱いは当行の都合によりいつでも中止できるものとします。
3. 規定の変更等
 - (1) この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化等その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
 - (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

※上記の規定は各種照会票についても準用します。この場合、上記文中「残高証明書以外の証明書」とあるのはそれぞれ「各種照会票」に読みかえるものとします。

以上

2020年4月1日現在

当行が契約している指定紛争解決機関：一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017109または03-5252-3772
--

1-05-06